

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

昨年末に公表された税制改正大綱において、自動車税制の見直しについて、令和8年度の大綱で結論を出すことが明記された。

自動車関係諸税はその負担が重いほど、自動車を日常的に利用する地方の住民や企業にとって大きな負担となる。現行の税制は、50年以上にわたり複雑かつ過重で、時代にそぐわないものとなっており、これを抜本的に見直すべき絶好の機会と捉えている。

とりわけ、現行税制の負担軽減（減税）と簡素化を強く求めるとともに、地方自治体においてもデジタル化や次世代モビリティ（CASE・MaaS）への対応を進め、暮らしやすく働きやすい地域社会（人口流入・雇用創出）を実現していくためには、自動車関係諸税の地方税部分を減税する場合でも、国税からの譲与措置を前提とするなど、地方税収に影響を及ぼさない形でユーザー負担軽減策を講じることが不可欠である。

以上の理由から、地方財源に影響を与えないよう国税からの譲与を前提とした自動車関係諸税の見直しについて、国の関係機関に対し、下記内容を強く切望する。

記

1 車体課税の見直しによる簡素化と負担軽減について

以下の措置を講じることにより、過重かつ複雑な車体課税の是正を図ること。

- (1) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止
- (2) 自動車重量税における「当分の間税率」の廃止
- (3) 自動車重量税および自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引き下げによる負担軽減措置の実施
- (4) 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」の早期実現

2 燃料課税の見直しによる簡素化と負担軽減について

燃料課税の二重課税構造および不条理な課税体系を是正するため、以下の措置を講じること。

- (1) 燃料課税における「当分の間税率」の廃止
- (2) 複雑な燃料課税の簡素化
- (3) タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）

3 新たな税体系の構築に向けて

- (1) 車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不条理な課税は廃止し、税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと。
- (2) 地方税収に影響を及ぼさない税体系とすること。
 - ・自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講じ、地方税収に影響を与えないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実

(提出先) 衆議院・参議院議長/内閣総理大臣/財務大臣/国土交通大臣